

議 第 5 号 議 案

核兵器禁止条約の交渉開始のために被爆国として役割を果たすことを求める意見書の提出について

核兵器禁止条約の交渉開始のために被爆国として役割を果たすことを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年6月14日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 大 谷 順 子

賛成者 同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

核兵器の廃絶を実現する理由から、核兵器禁止条約の交渉開始のために被爆国として役割を果たすことを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

核兵器禁止条約の交渉開始のために被爆国として役割を果たすことを求める意見書

核兵器は、その非人道性、残虐性から人類と共存できない兵器であるとの認識が全世界規模で深まっている。核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連決議（国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップを求める決議）に国連に加盟する193か国中137か国が賛成をした。しかし、世界で唯一の被爆国である我が国は、これに賛成せず棄権をした。日本政府は同決議に1996年以来20年連続で棄権を繰り返してきた。

日本政府の代表は、決議に棄権を続けるとともに、「核兵器廃絶への段階的アプローチが核廃絶への近道だ」と主張している。この主張は、核兵器で他国を脅す核抑止力論に立ち、核を手放さない核保有国の意見を代弁するものとなり、同時に核兵器禁止条約の開始を妨害するものとなっている。

核軍縮の部分的措置の積み重ねだけで、核兵器禁止条約の交渉を避けるのでは、「核兵器のない世界」に到達することはできない。今日のインドやパキスタンなど新たな核保有国の誕生や北朝鮮による核・ミサイル開発問題などを見れば、すべての核保有国を含む全世界の国々が核兵器禁止条約の交渉に踏み出すことは緊急の課題である。

よって、富士見市議会は政府に対し、核兵器禁止条約の交渉開始のために、被爆国として役割を果たすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
外務大臣 岸田文雄様
内閣官房長官 菅義偉様